

個 情 審 第 3 号
平成17年5月11日

宮城県警察本部長 殿

宮城県個人情報保護審査会
会長 村 松 敦 子

個人情報の取扱いに関する例外事項について（答申）

平成17年2月23日付け宮本県第52号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

(別紙)

答申甲第20号

- 1 個人情報取扱事務の登録及び閲覧の対象から除く事務，個人情報の本人からの直接収集の原則の例外に関する事項の第1項から第9項まで，個人情報の種類による収集の制限の例外に関する事項の第1項から第10項まで，個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項の第1項及び第2項並びに個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項については，妥当と認める。

なお，これらの項目については，個人の権利利益の保護と公益等との調整を図る観点から，例外的に認めるものであり，個別の事案が類型化された事項に該当するかどうかについては，慎重に検討の上，判断するよう留意されたい。

- 2 上記1以外の個人情報の本人からの直接収集の原則の例外に関する事項の第10項，個人情報の種類による収集の制限の例外に関する事項の第11項並びに個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項の第3項については，妥当とは認め難い。

確かに，自傷・自殺のおそれがある者を保護しようとする場合等においては，個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）の例外規定及びこれまで当審査会の答申において認められた類型には該当しない個人情報の本人以外からの収集であっても，警察の責務を遂行する上で必要かつやむを得ないときも想定され，また，条例の運用において警察官が現場で躊躇するかもしれないと諮問実施機関が不安に思うことは理解できることである。

しかしながら，条例が，宮城県警察本部長が取り扱う個人情報をいわゆる司法警察分野に係るものと行政警察分野に係るものに分け，このうち司法警察分野に係るものに限っては個人情報の取扱いに関する例外規定を設け，行政警察分野に係るものについては特段の例外規定を設けていないことをかんがみるならば，これら三つの項目を認めることは，概括的すぎ，条例の趣旨を没却するおそれがあると言わざるを得ない。また，警察活動の性質上，個人情報を取り扱う目的を特定し難いものがあるとしても，条例第7条第1項の規定により，実施機関は，あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明らかにし，当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならないとされていることから，諮問実施機関においても適切に業務を行うことが必要である。したがって，これら三つの項目については妥当とは認め難い。

1 個人情報取扱事務の登録及び閲覧の対象から除く事務

類型事項

番号	対象とする事務	登録・閲覧の対象から除く理由	審査会の判断
1	<p>県又は国若しくは他の地方公共団体の職員等に係る個人情報のうち会議の構成員名簿,職務に係る研修名簿,施設・資料等の貸出・利用者名簿,立入検査員証等の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p>	<p>行政機関の職員等の職務遂行に係る個人情報を取り扱う事務については,それぞれの機関において本人が当該事務の内容を知り得ることから,登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。</p>	<p>妥 当</p>
2	<p>国又は他の地方公共団体の職員等に係る人事,給与,福利厚生等に関する事務</p>	<p>行政機関の職員等の人事,給与,福利厚生等に関する個人情報を取り扱う事務については,それぞれの機関において本人が当該事務の内容を知り得ることから,登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。</p>	<p>妥 当</p>
3	<p>物品若しくは金銭の送付又は業務上の必要な連絡の用に供するため,相手方の氏名,住所等の事項のみを取り扱う事務</p>	<p>物品若しくは金銭の送付又は業務上の必要な連絡の用に供するため,相手方の氏名,住所等の事項のみを取り扱う場合には,限定された目的の範囲内で限られた個人情報を取り扱うこととなり,本人が当該事務の内容を知り得ることから登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。</p>	<p>妥 当</p>

2 個人情報の本人からの直接収集の原則の例外に関する事項
 類型事項

番号	対象とする事務	収集の理由又は必要性等	審査会の判断
1	栄典,表彰等の選考に当たっての収集	1 候補者本人からの収集では,予断を与えるおそれがあり,選考事務の円滑かつ公正な運営に支障が生じるおそれがある。 2 本人からの収集では,情報の客観性・正確性の確保に難があり,選考事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。	妥 当
2	団体等の指導又は補助金の交付等に当たっての収集	1 団体等の指導又は補助金等の交付等を行うため,当該団体等の職員等に関する個人情報を当該団体等から収集する必要がある。 2 当該団体等から収集することにより,情報の客観性,正確性を確保できる。	妥 当
3	各種の委員,講師,指導員,助言者等の選任等に当たっての収集	1 各種の委員等の適任者を幅広く求め,選任事務を公正かつ適切に行うため,候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。 2 適任者を求めるため,情報の客観性,正確性を確保する必要がある。	妥 当
4	相談,陳情,要望,意見等の表明により提供される情報の収集	1 各種の相談等で提供される情報の中に提供者以外の者に関する個人情報が含まれており,当該個人情報を収集しなければ事務を公正かつ適切に執行できなくなるおそれがある。 2 各種の相談等の内容を正確に把握する必要がある。 3 各種の相談等は相談者等の一方的な自由意思により提供されるため収集の選択の余地がない。	妥 当
5	各種申請,届出等に伴って提出される情報の収集	1 各種申請等に伴い提出される情報に当該申請者等以外の者の個人情報が含まれる場合がある。 2 各種申請書等の内容に,当該申請者等以外の者に関する個人情報を記載することが要件として定められている場合がある。	妥 当

番号	対象とする事務	収集の理由又は必要性等	審査会の判断
6	争訟, 評価, 指導等に当たっての収集	1 争訟等の事務で本人から収集したのではその目的が達成し得ないと認められる場合がある。 2 本人から収集したのでは事務の公平性及び正確性が確保できなくなるおそれがある。	妥当
7	本人の所在不明等に際しての収集	本人の所在不明又は心神喪失等により本人から直接収集できない場合には, 家族等からの当該本人の個人情報を収集する必要がある。	妥当
8	委託契約等に伴う受託者等からの従業員等の関連情報の収集	委託契約等に当たっては, 事務事業を適正かつ円滑に執行するため契約先の従業員の氏名等を把握する必要がある。	妥当
9	職員の任免等に伴う事務に係る情報の収集	職員の任免等の事務において, 任用の適格性の審査又は免職等の審査の適正かつ円滑な執行のために職員又は職員の採用候補者の個人情報を本人以外のものから収集する必要がある。	妥当
10	前各類型に該当しない個人情報の収集であって, 警察の責務を遂行するために必要であり, かつ, 当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの	条例第7条第3項第1号から第7号までに規定する場合又は前各類型のいずれにも該当しない場合であって, 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務を遂行するために本人以外のものから個人情報を収集する必要がある場合がある。	妥当ではない

3 個人情報の種類による収集の制限の例外に関する事項

類型事項

番号	対象とする事務	収集の理由又は必要性等	審査会の判断
1	栄典、表彰等の選考事務に伴う収集（犯罪歴、思想、信条等）	1 犯罪歴のある者が選考されることが社会通念上好ましくないため。 2 栄典等によっては個人の思想・信条等の収集が必要な場合がある。	妥 当
2	相談、陳情、要望、意見等に付随しての収集（思想、信条又は信教及び社会的差別の原因となるおそれのある情報）	1 各種の相談等で提供される情報の中に提供者等の思想、信条、信教等の個人情報が含まれる場合がある。 2 各種の相談等は相談者等の一方的な自由意思により提供されるため収集の選択の余地がない。	妥 当
3	刊行物等の公になっているものからの収集（思想、信条又は信教及び社会的差別の原因となるおそれのある情報）	刊行物等の公になっているものに掲載され、不特定多数の者が知り得る状態にある思想、信条、信教等の個人情報を事務の目的の達成に必要な範囲内で収集する場合には、個人情報保護上の問題が発生するおそれが少ない。	妥 当
4	作文等のコンクール、試験等の実施に伴う収集（思想、信条又は信教及び社会的差別の原因となるおそれのある情報）	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、信教等の個人情報は、事務の目的の範囲内で収集されるものであり個人情報保護上の問題が発生するおそれが少ない。	妥 当
5	国際交流に関する事務事業の実施に伴う収集（宗教、信条及び慣習）	海外からの各種研修生等の受け入れに当たって滞在中の適切な対応を図るために宗教上の慣習等の情報の収集が必要となる場合がある。	妥 当
6	争訟、評価、指導等に当たっての収集（思想、信条等）	争訟、評価、指導等の事務の中で当事者や関係者の主義・主張等に関する個人情報を収集する場合がある。	妥 当
7	政党名、会派名、政治理念等に関する個人情報の収集（政党名、会派名、政治理念等）	実施機関は、地方自治法の定める事務を適正に執行するため、議会対応等の中で、事務の目的の範囲内で議員の所属政党名等の個人情報を収集する場合がある。	妥 当

番号	対象とする事務	収集の理由又は必要性等	審査会の判断
8	職員,講師,指導員,助言者等の採用又は選任に当たっての収集(思想,信条等)	適任者を求めるため,職員等の主義,主張及び犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合がある。	妥当
9	土地,家屋等の取得に当たっての収集(宗教,宗派等)	用地取得等に伴う交渉において,土地や家屋等の所有者の宗教,宗派等に関する個人情報を収集する場合がある。	妥当
10	病院,保健所等の診療等に当たっての収集(思想,信条又は信教及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)	犯罪被害者に対するカウンセリングにおいて,当該被害者の被害状況,治療状況等に関する個人情報を収集する場合がある。	妥当
11	前各類型に該当しない個人情報の収集であって,警察の責務を遂行するために必要であり,かつ,当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの(思想,信条又は信教及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)	条例第7条第4項第1号若しくは第2号に規定する場合又は前各類型のいずれにも該当しない場合であって,警察法第2条第1項に規定する警察の責務を遂行するために条例第7条第4項本文に規定する個人情報を収集する必要がある場合がある。	妥当ではない

4 個人情報の利用及び提供の制限の例外に関する事項

類型事項

番号	対象とする事務	提供の理由又は必要性等	審査会の判断
1	<p>栄典，表彰等の候補者，各種の委員，講師，指導員，助言者等の候補者に関し，実施機関が事務事業の遂行に伴って作成又は取得した情報（事実に関する情報であって，提供要請者の目的達成のために必要と認められる情報に限る。）を提供する場合</p>	<p>候補者の個人情報を条例第8条第6号に掲げる機関以外に提供する場合があります，提供する個人情報が，当該個人の権利利益を侵害するおそれのないものに限られている。</p>	<p>妥 当</p>
2	<p>報道機関の取材，要請に応じた提供</p>	<p>対象となる個人情報の内容，社会的関心の高さその他の事情を総合的に判断し，公表することが公益上必要であり，かつ，本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は，報道機関に提供することがある。</p>	<p>妥 当</p>
3	<p>前各類型に該当しない個人情報の提供であって，警察の責務を遂行するために必要であり，かつ，当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないもの</p>	<p>条例第8条第1号から第7号までに規定する場合又は前各類型のいずれにも該当しない場合であって，警察法第2条第1項に規定する警察の責務を遂行するために条例第8条第6号に規定するもの以外のものに提供することが必要な場合がある。</p>	<p>妥当ではない</p>

5 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項

類型事項

類 型	提供の理由又は必要性等	審査会の判断
<p>全国一律で処理することとされている事務でのオンライン結合による個人情報の提供であって次に掲げる要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民サービスの向上,住民負担の軽減,事務の効率化又は迅速性が要請されるものであるなどの公益上の必要性が認められること。 2 提供先が国又は他の地方公共団体であること。 3 提供する個人情報の内容が,当該事務の目的を達成するために必要な範囲内であること。 4 個人情報の改ざん,紛失,き損,漏洩等の危険が生じないよう実施機関及び提供先においてセキュリティ対策その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度情報通信化社会の進展に伴い,これまでの紙,磁気テープ媒体,電子メール等による送付といった事務処理から,オンライン結合による情報処理へと進んでいる。 2 行政の事務で全国一律で正確かつ迅速に情報を処理することが求められるものについては,オンライン結合による情報の提供によって,住民サービスの向上,住民の負担軽減,行政事務の効率化及び迅速化等といった効果が認められる。 3 オンライン結合により個人情報を提供する場合には,個人情報保護に万全を期すために,安全管理の対策が講じられている。 4 個人情報の提供に当たっては,利用目的の範囲内であることなどの一定の制限がある。 5 全国一律で処理することとされている事務で個人情報を提供する方法として,オンラインによる結合は,不合理なものではない。 	<p>妥 当</p>

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成17年5月11日現在)

氏名	現職	備考
井 坂 正 宏 い さか まさ ひろ	東北学院大学法学部講師	
小 野 敬 子 お の けい こ	ホスピス設置を願う会代表	
佐々木 洋 一 さ さ き よう いち	弁護士	
成 瀬 幸 典 なる せ ゆき のり	東北大学大学院法学研究科助教授	会長職務代理者
村 松 敦 子 むら まつ あつ こ	弁護士	会長

(五十音順)